

令和9年度中山間地域等直接支払の 見直しについて

令和8年7月

農林水産省

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）（抜粋）

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

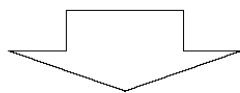
産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**水田・畑に関わらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。**



食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）に基づき、農業構造転換集中対策を講じつつ、生産面・需要面の双方を強化する**新たな水田政策を創設**する。

1 水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し

- ① 非主食用米・業務用米の生産性向上
- ② 麦・大豆・飼料作物等の作物ごとの生産性向上
- ③ 産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）

2 コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の国内外の需要拡大

3 **中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し** 新たな環境直接支払の創設

このほか、

- 主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
 - 食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進
 - 稲作農業者のセーフティネット対策
- 等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

スケジュールについて

- 新たな水田政策は、**令和9年度から開始することを基本とする。**
- 今後、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**
- ただし、**秋播き麦**の作付け等、令和9年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討する。**

見直しのポイント

1. 取組の拡大

2. 制度の有効活用

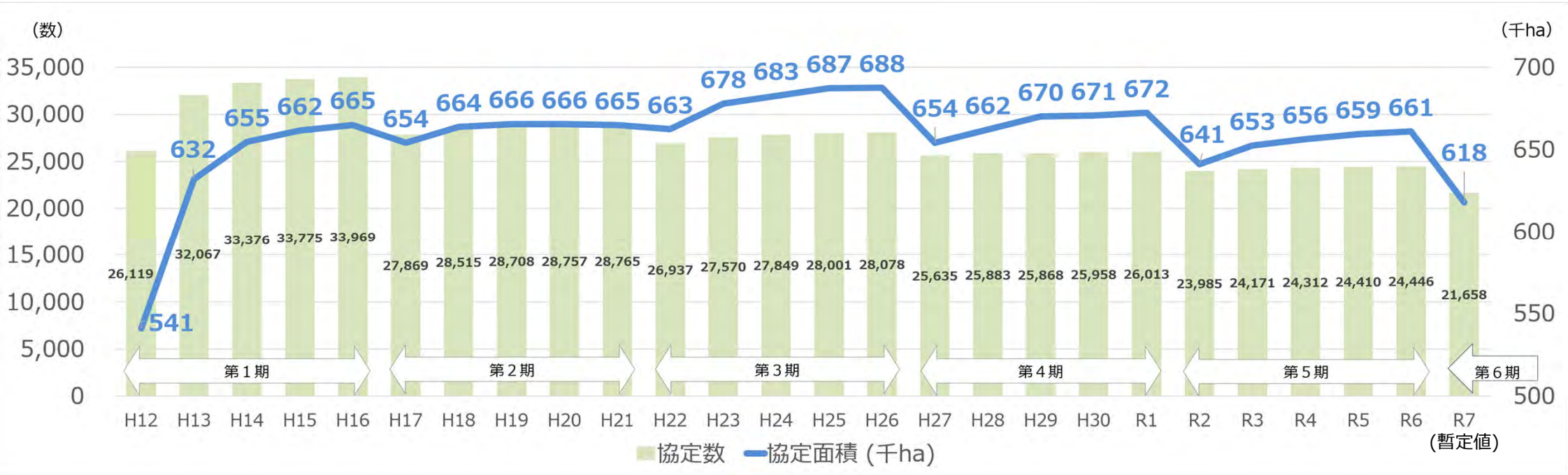
3. 対象農用地の拡大

4. サポートと事務負担軽減

1－1．中山間地域等直接支払の取組面積及び協定数

- 協定数は、第1期対策最終年度の平成16年度の3万4千協定をピークに減少傾向にあり、第6期対策の初年度となる令和7年度(暫定値)には2万2千協定となっている。
- 協定面積は、第3期対策最終年度となる平成26年度の68万8千haをピークに減少傾向にあり、令和7年度(暫定値)には61万8千haとなっている。

協定数及び協定面積の推移



注：H12年度からH15年度までは協定面積の調査がないことから交付面積を使用

1－2．田の傾斜別の実施状況

- 田の傾斜別の実施率（推計）は、急傾斜で 5 割、緩傾斜で 3 割。
- 制度に取り組んだことがない中山間地域の農業集落にアンケートを行ったところ、3 割が本制度を知らないと回答。集落が知っていても本制度に取り組まなかった理由として、高齢化やリーダーの不在、事務手続の負担を挙げたところが多かった。

田（急傾斜・緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積①※1	実施面積②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

対象面積：9 法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

実施面積：9 法指定地域における令和 6 年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

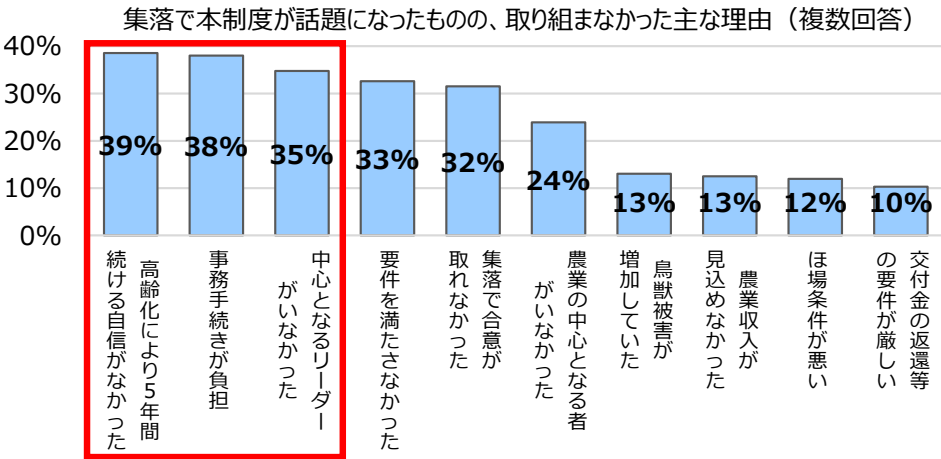
※農林水産省が毎年公表している「交付面積率」は、市町村が対象農用地として促進計画に位置付けた農用地面積に対する交付面積の割合であるのに対し、今回推計した「実施率」は、農地の傾斜条件に焦点を当てて推計した中山間地域等直接支払の対象になり得る田の賦存面積（推計）に対する交付面積の割合。
なお、促進計画ベースの令和 6 年度の交付面積率（全国）は、田の急傾斜で82.7%、田の緩傾斜で90.0%となっている

未実施集落の状況（R4）

- ・未実施集落の 3 割が本制度を知らないと回答
- ・集落が知っていても取り組まなかった要因として、高齢化やリーダー不在、事務手続きの負担の声が大きい

【本制度の認知度】

①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	32.5%
②制度があることは知っているが、内容は知らない	37.3%
③知らない	29.8%
未回答	0.4%
合計	100.0%
未実施集落数	839

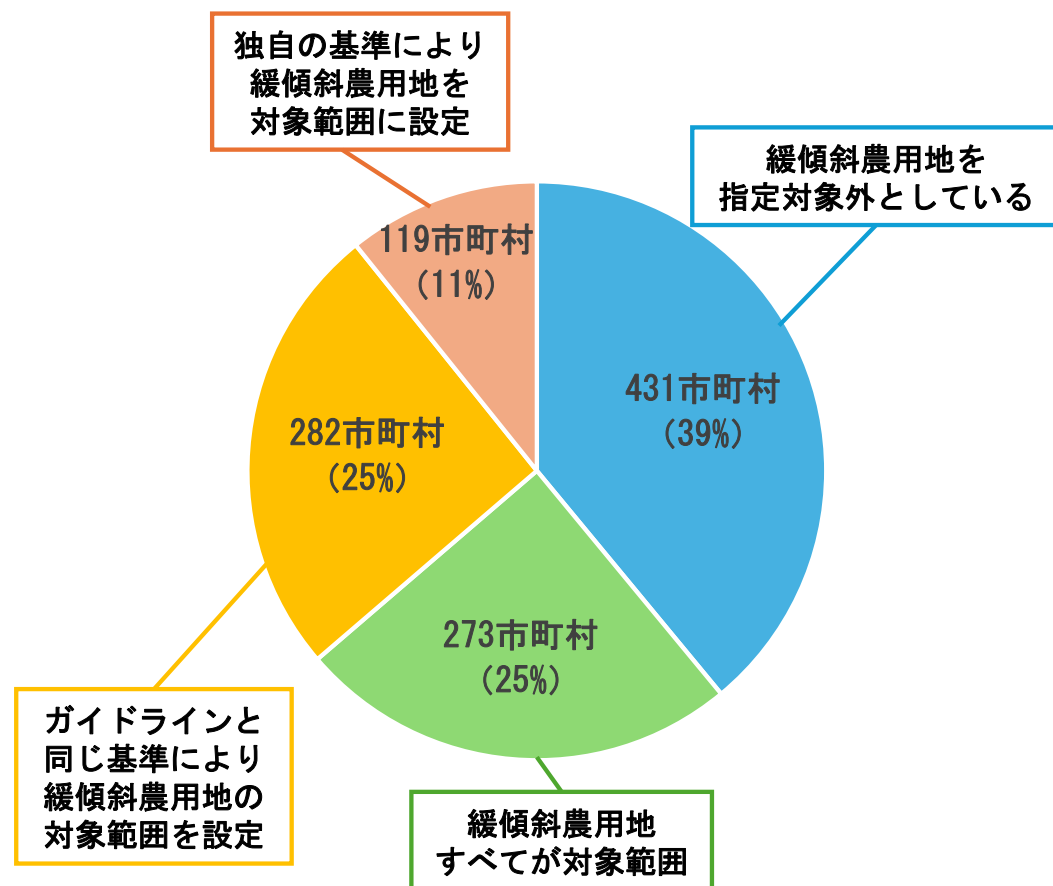


※R4 集落協定等に対するアンケート調査結果（これまで本制度に取り組んだことがない、農林業センサスにおける農業地域類型が「中間農業地域」及び「山間農業地域」である農業集落を対象に調査）

1－3．緩傾斜の取組状況①

- 耕作放棄の発生を防止する観点から、傾斜が1/20に満たない緩傾斜農用地についても、市町村長の判断により対象農用地とすることが可能。**令和6年度は、協定農用地面積66.1万haのうち、約29%にあたる19.1万haが緩傾斜農用地**となっている。
- 国は、市町村が緩傾斜農用地の対象基準や対象範囲を定めるにあたって参考とするガイドラインを示しており、**約25%の市町村がこの基準で設定**。
- このほか、**約25%の市町村が緩傾斜農用地全てを対象**としている一方、**約39%の市町村が緩傾斜農用地を指定対象外**としている。

各市町村における緩傾斜農用地の指定範囲の設定基準（R6）



緩傾斜農用地のガイドライン（要領運用別記3）

市町村長は、耕作放棄の発生を防止する観点から、次の事項を参考に緩傾斜農用地を対象とすることの可否、対象基準の設定及び緩傾斜農用地の対象範囲を定める。

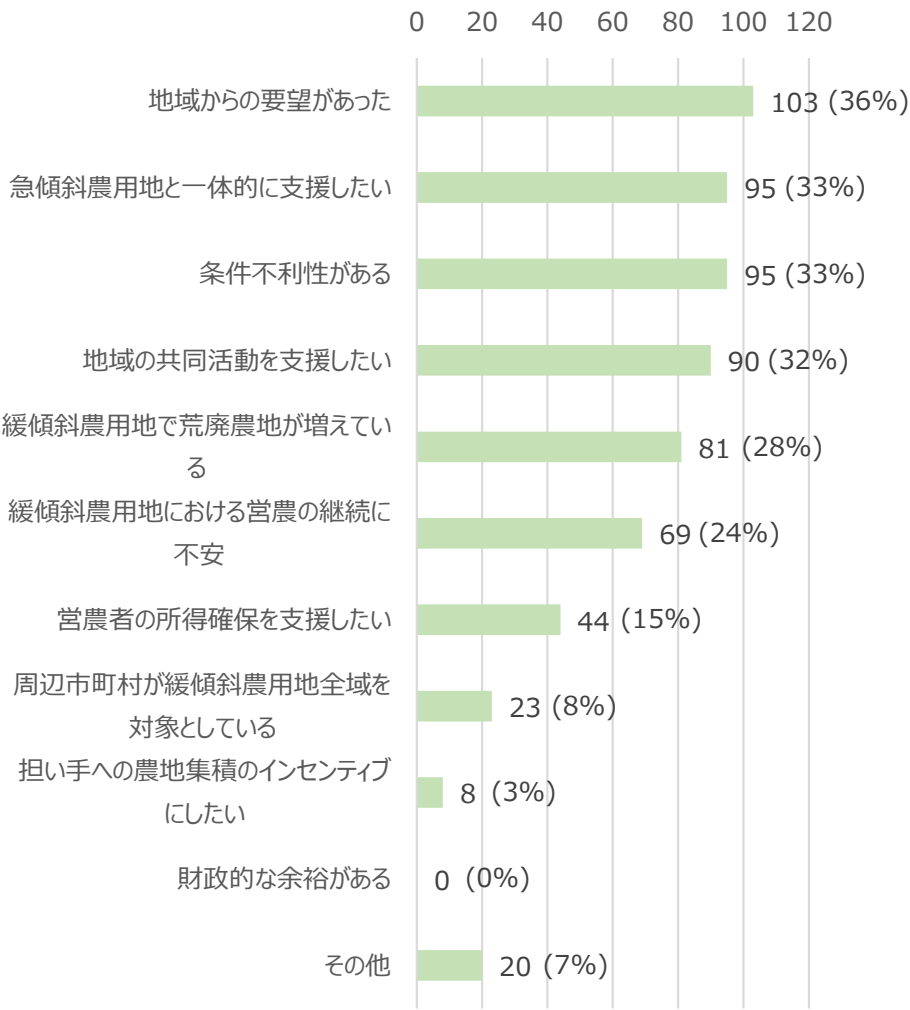
- 1 急傾斜農用地と連担している場合
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地（勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上）と物理的に連担（急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）している場合
- 2 緩傾斜という条件に、以下の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）
 - (1) 緩傾斜農用地の耕作放棄が高齢化の進行により進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率及び耕作放棄率が全国の中山間地域の平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地を含む。）10%以上）。田及び畑が混在している場合には、耕作放棄率は次の式により算定される率以上とする。
$$(5\% \times \text{田面積} + 10\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算出に使用する統計データ及び判定方法は第3の12に準ずるものとする。
 - (2) 土壌条件が著しく悪い場合 等

1－3．緩傾斜の取組状況②

- 緩傾斜農用地の全てを対象としている主な理由は、**地域からの要望のほか、「急傾斜農用地との一体的な支援」、「条件不利性がある」、「共同活動への支援」、「荒廃農地が増えている」**などとなっている。
- 上記の理由から、緩傾斜農用地の対象を拡大する動きがある。

1/100～1/20の緩傾斜農用地の全てを対象としている理由【複数選択可】



※R8.1市町村へのアンケート調査結果（285市町村が回答）

○緩傾斜農用地の対象拡大の事例

- 大津市（滋賀県）では、従来は緩傾斜農用地を対象としていなかったが、**更なる耕作放棄地の発生を抑制するため、市の農業ビジョンにおける支援の方向性として緩傾斜農用地を位置付けた。**
- これを踏まえ、各集落における取組希望農用地の把握や予算の確保等を行い、令和4年に緩傾斜農用地を対象とした結果、市内の協定面積が443ha（R2）から689ha（R6）となり、246ha増加した（約1.6倍）。
- 高島市（滋賀県）は6町村が合併し誕生したが、**一部の旧町村のみが緩傾斜を対象としていたことに加え、高齢化、担い手の減少による耕作放棄地の増加への懸念から、市内全域の緩傾斜に対象を拡大してほしいとの農業者からの要望**があった。
- このため、第5期開始時（令和2年）に、対象を市内全域の田の緩傾斜に拡大したところ、市内の協定面積が127ha（R1）から628ha（R6）となり、501ha増加した（約5倍）。
- 岡山市（岡山県）は平成の大合併により周辺4町と合併したが、**一部の旧町のみが全ての緩傾斜農用地を対象としていたため、合併後に市内の緩傾斜農用地の取り扱いに差が生じていたことから、市内の農業者から全ての緩傾斜農用地を対象にしてほしいとの要望**があった。
- このため、令和4年度に全ての緩傾斜農用地を対象としたことにより、市内の協定面積が271ha（R2）から336ha（R6）となり、65ha増加した（約1.2倍）。

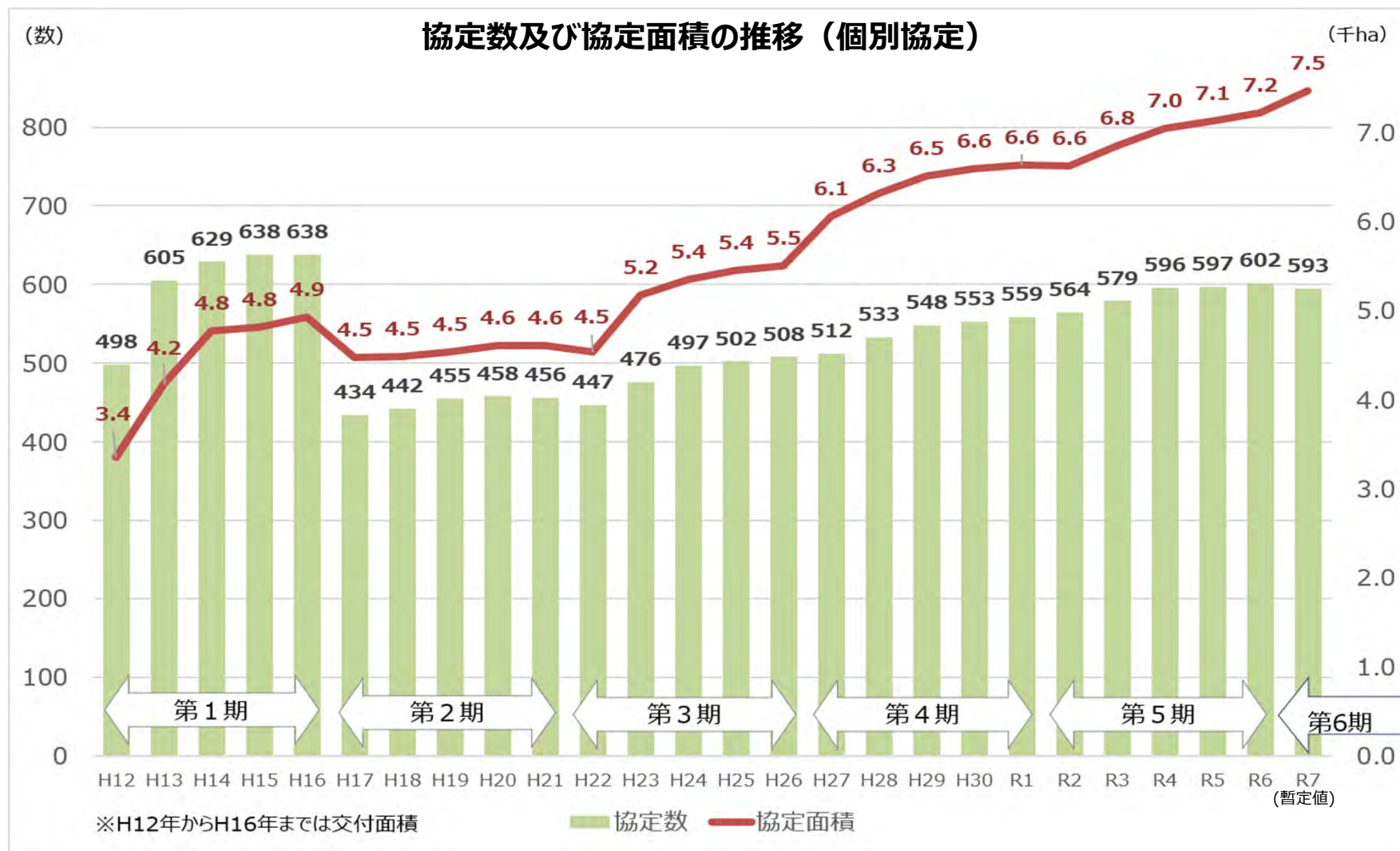
令和4年度からの変更点

（2）対象農用地のうち②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）について、対象農用地を拡大します。

変更前（令和3年度まで）の対象緩傾斜地	変更後（令和4年度からの）対象緩傾斜地
①過疎地域にある緩傾斜農用地 ②急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地 ③緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合	市内対象地域の全ての緩傾斜農用地

1－4．個別協定の実施状況

- 個別協定とは、認定農業者や農地所有適格法人などが、5年間以上の利用権の設定等又は基幹的農作業受委託を継続することを要件として、面積に応じて一定額を交付する制度。
- 個別協定の協定数及び協定面積は、**第2期対策初年度（平成17年度）において減少したものの、その後は増加傾向にある。**
- **令和7年度は、前年度と比べて協定数が減少した一方、協定面積は増加した。**



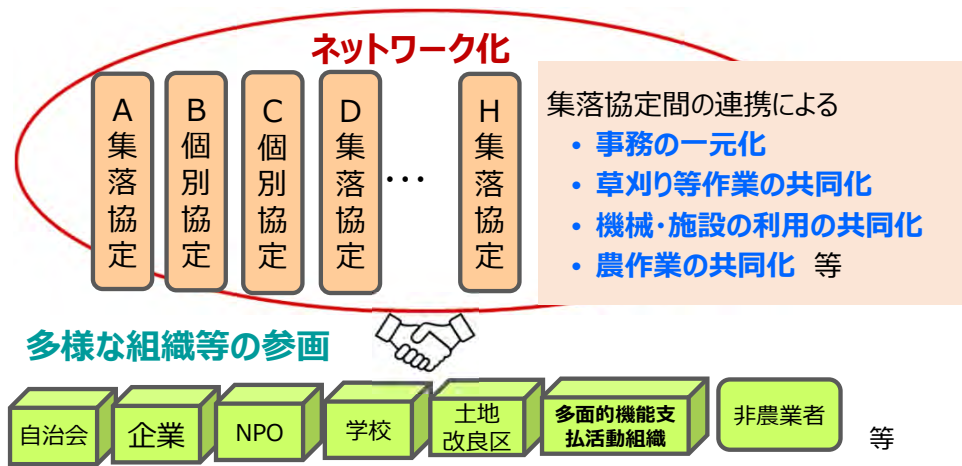
1-5. ネットワーク化の取組

- 第6期対策では、これまで推進してきた**集落協定の統合に加え**、集落協定間での共通課題から活動の連携を行う**ネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を促進**。
- ネットワーク化の取組が進んだ地域では、**事務負担の軽減や共同作業の効率化が図られ、活動継続に大きな効果**。

【第6期対策】

- 複数の集落協定間での**活動の連携（ネットワーク化）**や**統合、多様な組織等の活動への参画**により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進
- ⇒体制整備単価（交付単価の10割）を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする

《体制づくりのイメージ》



島根県雲南市におけるネットワーク化の取組

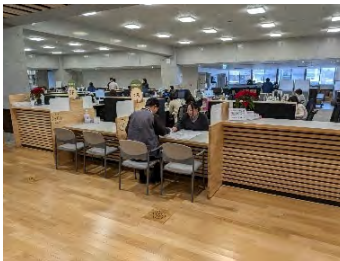
- ・ 雲南市では、令和6年度から段階的な広域化に取り組み、複数回の話し合いにより7年度に**郵便局、地域団体を事務局に迎えて「久野地区ネットワーク協議会」を設立**
- ・ 協議会では、久野地区全域を活動範囲とした草刈隊の設立、新規就農者や新たな共同活動の担い手の発掘を目的とした草刈りイベントや農業勉強会、スマート農業加算を利用したドローンによる共同防除の運用等を実施
- ・ **郵便局と協議会で事務補助の契約を締結し**、活動内容に関わる話し合いの事務補助や各種書類の取りまとめを郵便局が担っている
- ・ **活動の離脱（対象面積の減少）を防ぐとともに、以前廃止した2協定が復活**



【定例会の様子】

岡山県美作市におけるネットワーク化の取組

- ・ 美作市では、令和7年度に、**88の集落協定・個別協定を統合した1市1協定の「美作市中山間地域等直接支払広域連携組織」を設立**。共同事務局専従の事務員を雇用し、支援体制を強化
- ・ 交付金は事務局から各集落に分配され、**農用地や水路等の保全活動を各集落（旧協定）で実施することで独自性を維持**
- ・ 市の助言等の支援を受けながら自走。事務所は、市の協力により市役所庁舎内に設置



【窓口対応の様子】

(参考：事例集から) 島根県雲南市久野地区ネットワーク協議会

取組概要	ネットワーク化	統合	多様な組織の参画	棚田振興	スマート農業
	○	○	○		○

地域内郵便局の参加による事務局機能の強化

- 地域内の郵便局の参加により、広域化に伴う事務負担を軽減。
- 話し合いを通じて、地域農業の継続に向けた広域的な取り組みを実施し、廃止協定の復活等も含めて活動継続を後押し。

集落の課題

広域化の事務負担

- ・農業の担い手が不足することが懸念されたため、地域内に複数ある集落協定の広域化による加算で、設備投資を検討したが、事務の担い手や合意形成の不調から実現に至らなかった。



【久野地区内の取組箇所】

取組内容

郵便局の参画による段階的な広域化、協議会の設立

- ・郵便局、行政をアドバイザーに加えて、地域団体の呼びかけにより、地域内の集落協定の代表を参集、複数回の話し合いにより令和6年度からの段階的な広域化を実施（7協定→2協定）。
- ・令和7年度に郵便局、地域団体を事務局に迎えて、ネットワーク協議会を設立。
- ・久野地区全域を活動範囲とした草刈隊の設立、新規就農者や新たな共同活動の担い手の発掘を目的とした草刈りイベントの実施や農業勉強会の実施、スマート農業加算を利用したドローンによる共同防除の運用等を実施。
- ・郵便局とネットワーク協議会で事務補助の契約を締結し、活動内容に関わる話し合いの事務補助や各種書類の取りまとめを郵便局が担っている。



【定例会の様子】

取組の成果又は目標

取組の充実、活動継続を後押し

- ・制度切り替わり時における活動の離脱（対象面積の減少）を引き留め、また以前廃止した2協定の復活につながった。
- ・地区全体に係る取組の充実。

	令和6年度	令和7年度
参加集落	7協定	9協定
交付金	1,687万円	1,880万円
協定面積	91.3ha	91.0ha
実施取組	・郵便局による事務補助（実証試験） ・ドローン研修	・郵便局による事務補助 ・草刈隊、草刈りイベント実施 ・新規就農者向け農業勉強会を実施 ・ドローン共同防除開始

取組地域の概要

○位置



雲南市

○地域の概要

- ・雲南市の東に位置し、里山に囲まれた細長い農地を有する地域。
- ・標高200m～450m

○主要作物

- ・水稻

○集落協定の概要(令和7年現在)

上久野集落連携協定

面積:73.0ha(急傾斜42.3ha、緩傾斜30.7ha)

交付金額:1,485万円(うち超急傾斜農地保全管理加算57万円、ネットワーク化加算100万円、スマート農業加算200万円)

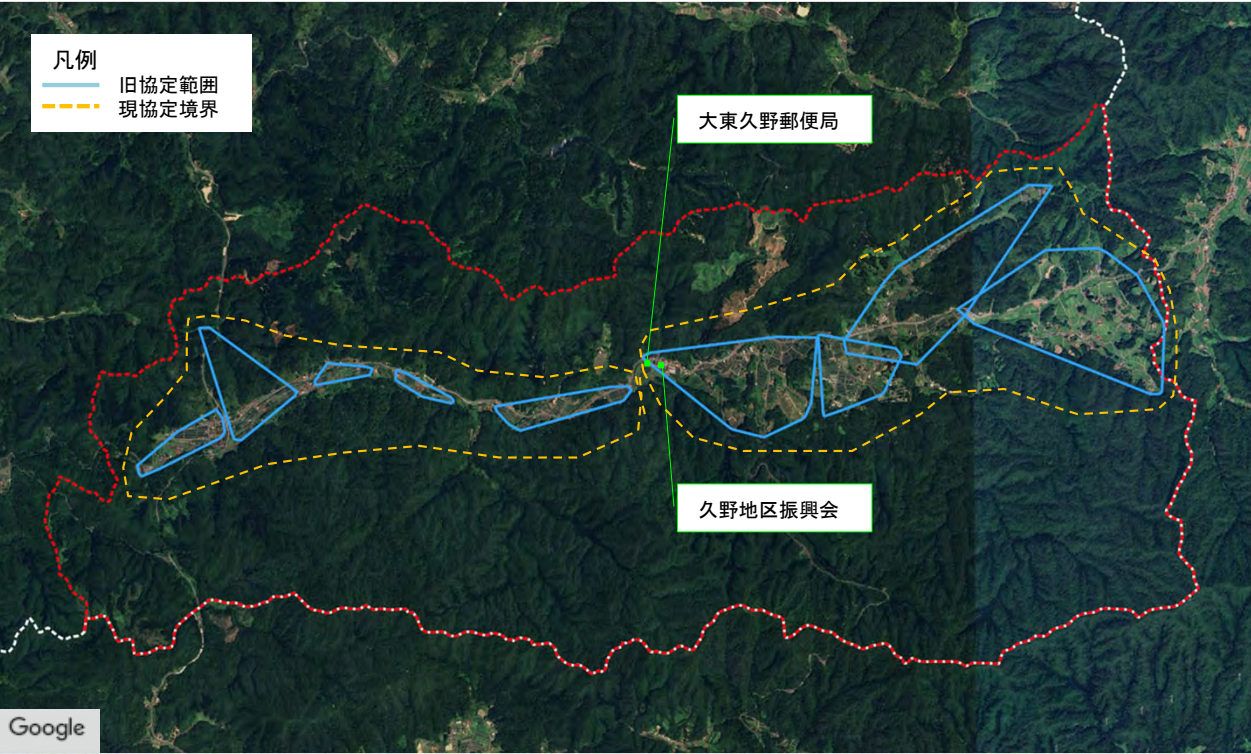
下久野集落連携協定

面積:18.0ha(急傾斜6.4ha、緩傾斜11.6ha)

交付金額:396万円(うちネットワーク化加算78万円、スマート農業加算90万円)
連携開始:令和6年度

(参考資料)

① 位置図



③ 取組の様子

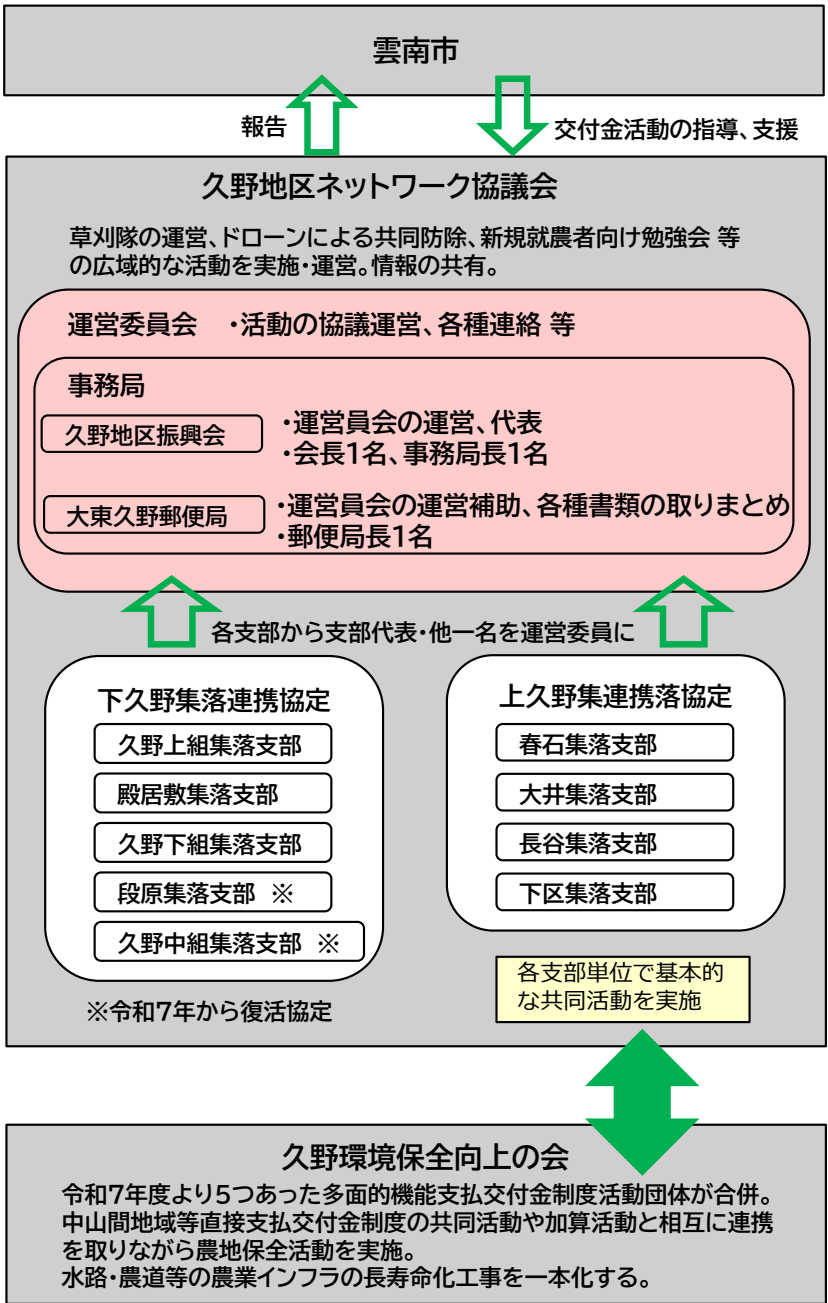


【事務委託契約締結式】



【郵便局も構成員として加わった協議会定例会】

② 体制図



取組概要	ネットワーク化	統合	多様な組織の参画	棚田振興	スマート農業
		○	○	○	○

各集落の独自性を維持しつつ、広域化により事務負担軽減を実現

- 81の集落協定及び7の個別協定が統合した1市1協定の広域組織
- 事務局に事務支援業務を集約することにより専従職員を確保

集落の課題

高齢化が進行する集落

- ・中山間直払制度に取り組みに当たり、高齢化の進行等により、事務作業の負担が大きいことが懸念された。
- ・担い手が不足する中、農地の荒廃が強く懸念。

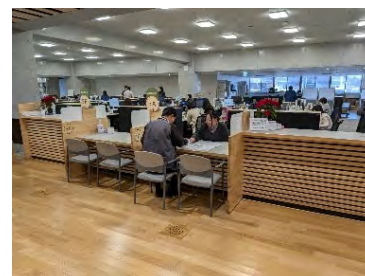


【美作市内の取組箇所】

取組内容

広域化による事務負担の軽減を図る体制を構築

- ・81の集落協定及び7の個別協定が統合した1市1協定の広域組織の体制を、令和7年度に構築。
- ・既に広域化している多面的機能支払交付金の事務局の事務集約化のノウハウを活用するとともに、共同事務局専従の事務員を雇用し、支援体制を強化。
- ・市の助言等の支援を受けながら自走している。事務所は市の協力により市役所内を使用。
- ・事務局から各集落に交付金が配分され、農用地や水路等の保全活動を各集落（旧協定）で実施することで独自性を維持。
- ・従来から多面支払で行っていた草刈りや水路の泥上げ作業のほかに、中山間直払では農地の維持管理のための法面点検や防護柵周辺の下草刈りによる鳥獣被害対策を実施。



【窓口対応の様子】

取組の成果又は目標

事務局設置により事務負担軽減 草刈応援隊設立により作業軽減

- ・専従の事務職員を確保し、交付金の事務処理を集約することで、集落協定内での事務負担の軽減を実現。
- ・事務支援等により、中山間直払から離脱を防ぎ、取組面積の維持を図る。
- ・ネットワーク化加算を活用して、草刈応援隊が使用するラジコン草刈機等を購入し、オペレーターの育成や、危険で作業負担が大きい場所の草刈りを行うことにより、構成員の作業量の軽減及び安全性の向上を図る。
- ・棚田地域については、旧集落協定を活動組織として位置づけ、棚田地域振興活動加算を活用し、地域毎の特色ある活動を支援している。

取組地域の概要

○位置



美作市

○地域の概要

- ・岡山県北東部に位置し、緑豊かな山々に囲まれた南北に長い地域

○主要作物

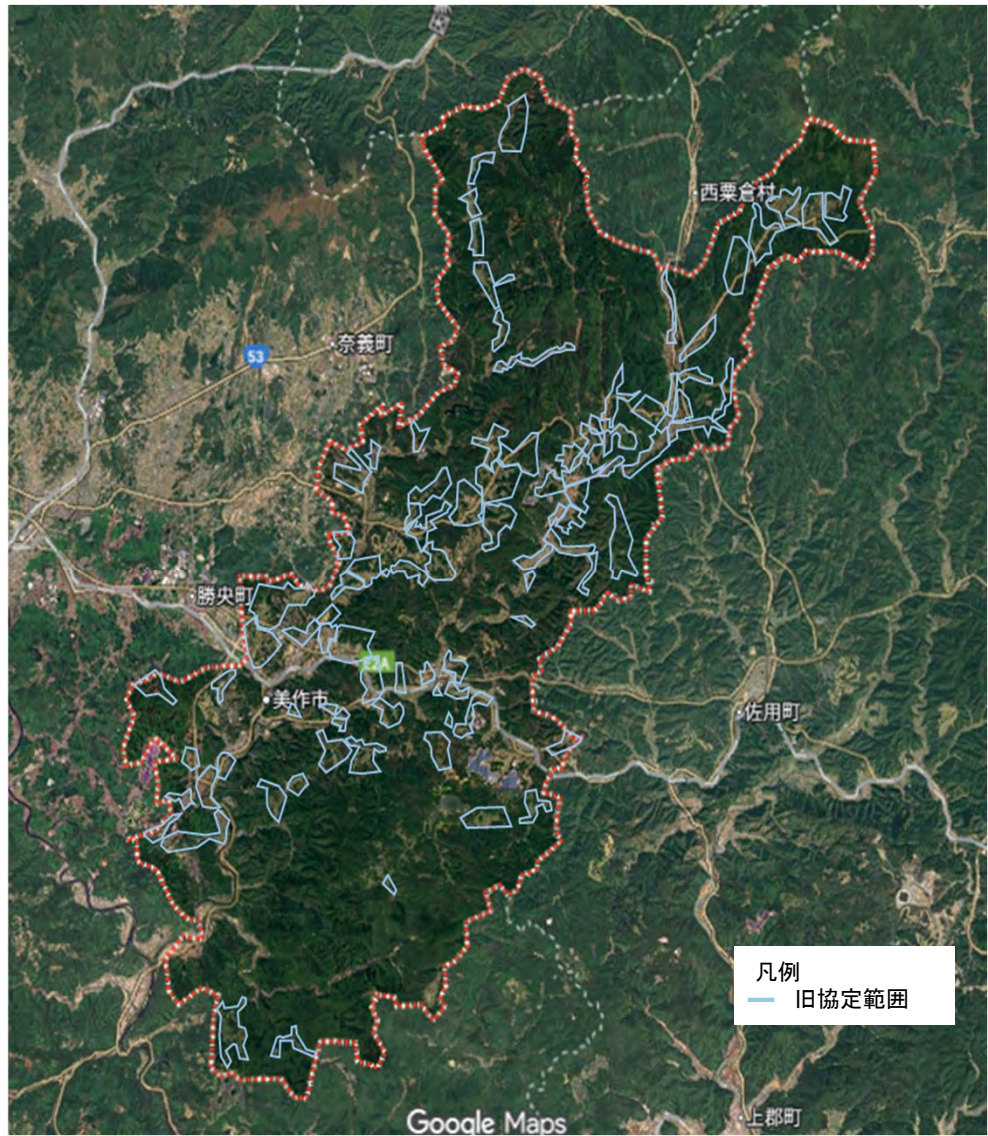
- ・水稻、黒大豆等

○集落協定の概要(令和7年現在)

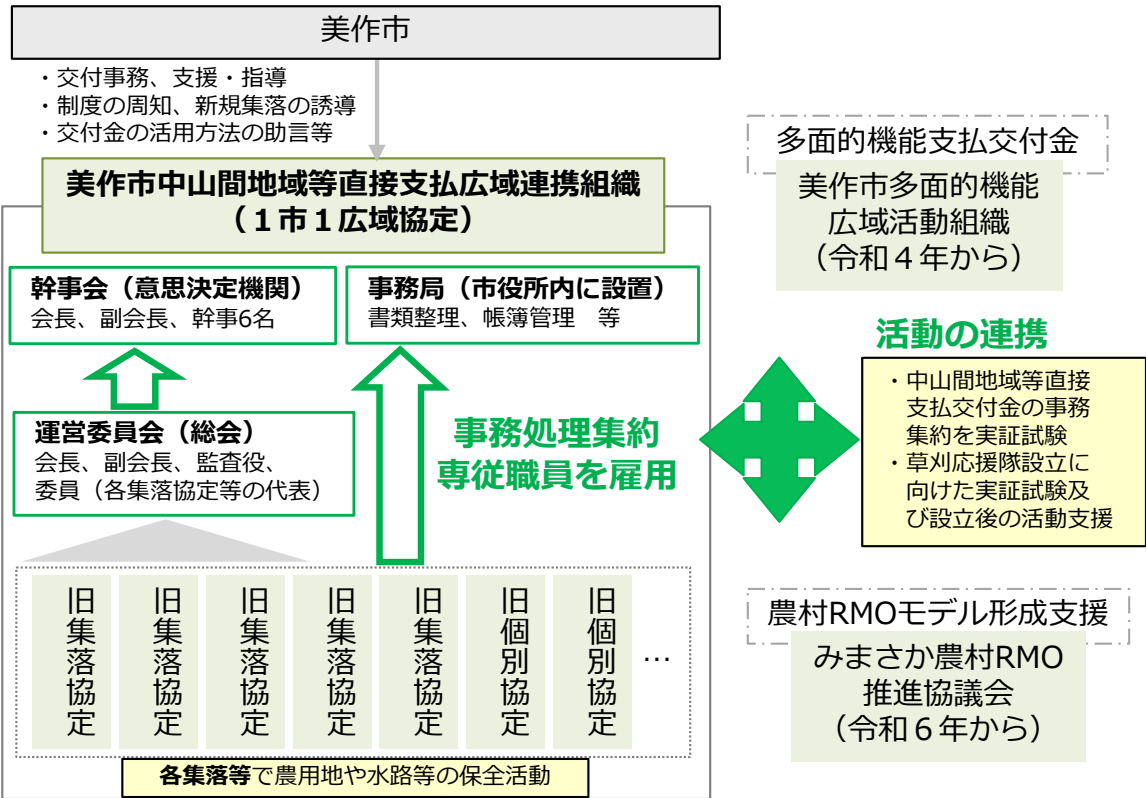
協定開始：令和7年度（広域協定化：令和7年度）
面積：910ha（うち急傾斜376ha、緩傾斜534ha）
交付金額：18,031万円（うち棚田地域振興活動加算260万円、
超急傾斜地棚田加算529万円、ネットワーク化加算5,164万円）
構成員：農業者1,627人、非農業者62人
各旧協定より事務局運営費として一定額を負担
連携する組織：美作市多面的機能広域活動組織
みまさか農村RMO推進協議会

(参考資料)

① 位置図



② 体制図



③ 取組の様子



【草刈応援隊への操作講習】



【草刈応援隊による活動】

見直しのポイント

1. 取組の拡大

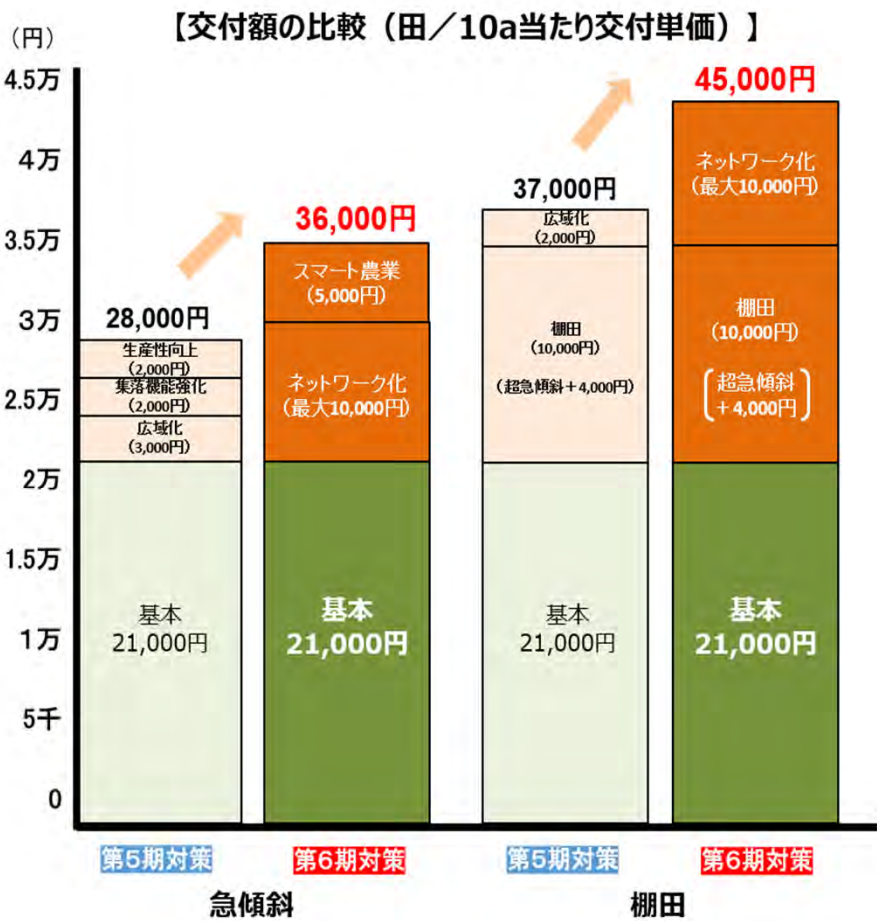
2. 制度の有効活用

3. 対象農用地の拡大

4. サポートと事務負担軽減

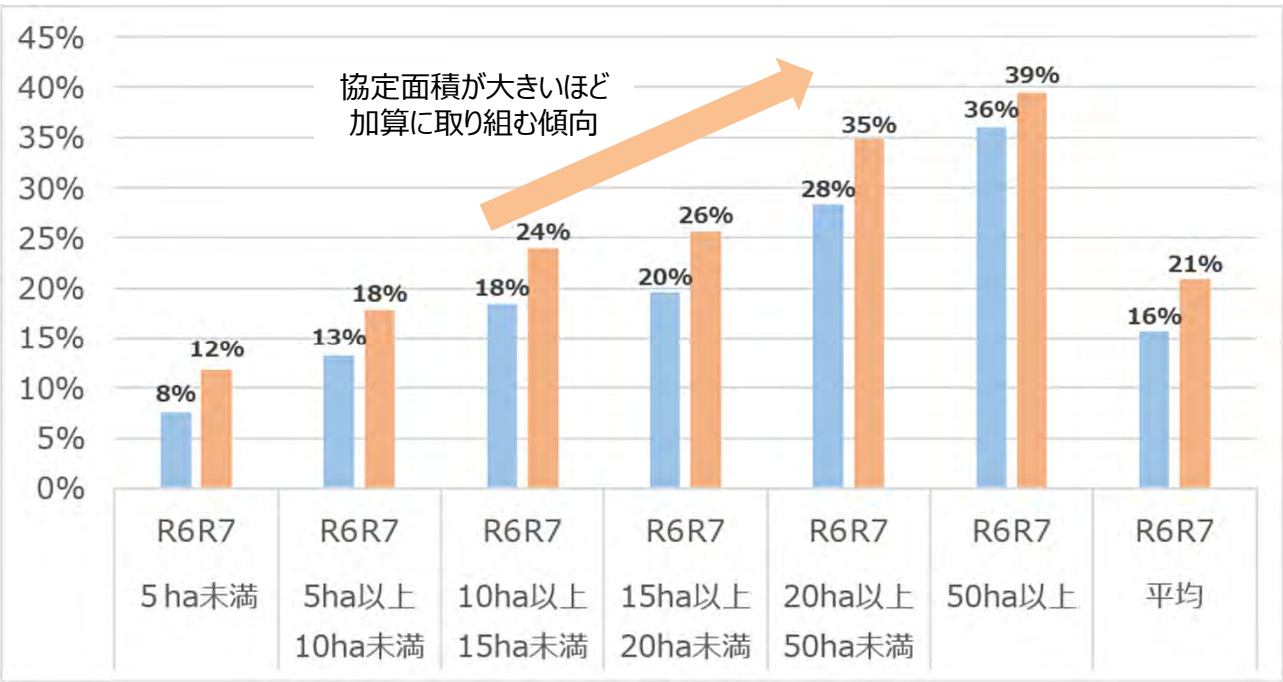
2－1．加算措置の取組状況

- 第6期対策では加算措置を見直し、前期対策より支援水準を引き上げ。
- 加算措置に取り組んでいる集落協定はR6年度に比べて約650協定増加。
- 平均活用率は令和6年度の16%から21%に増加。
- 協定面積が大きい集落協定において加算の活用が多い状況。



※第6期対策では、加算措置重複適用の場合の単価1,000円減額措置を廃止

R6とR7における加算を1つ以上実施している集落協定の割合(協定面積別)

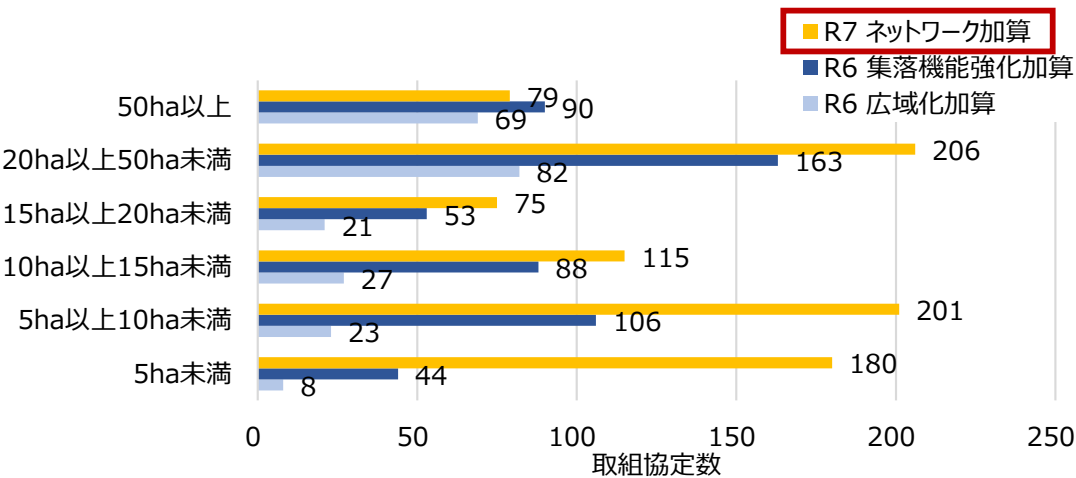


加算に取り組む協定数	計	5 ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 50ha未満	50ha以上
R 6 年	3,759	599	828	611	377	967	377
R 7 年	4,414	788	968	736	456	1,087	379
増加数	+655	+189	+140	+125	+79	+120	+2
増加率	17%	32%	17%	20%	21%	12%	1%

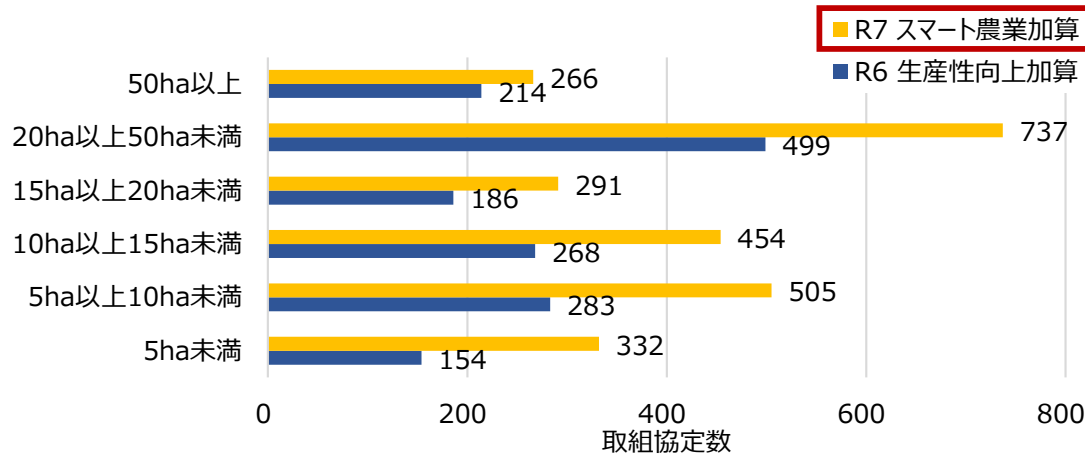
2-2. 第5期・第6期における加算措置の取組状況の比較

- 第6期対策では、集落協定のネットワーク化や統合を支援する「ネットワーク化加算」及びスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援する「スマート農業加算」を創設。
- ネットワーク化加算及びスマート農業加算は、**いずれも多くの協定で活用されており、ネットワーク化加算は特に面積規模の小さい協定で取組が広がっている。**

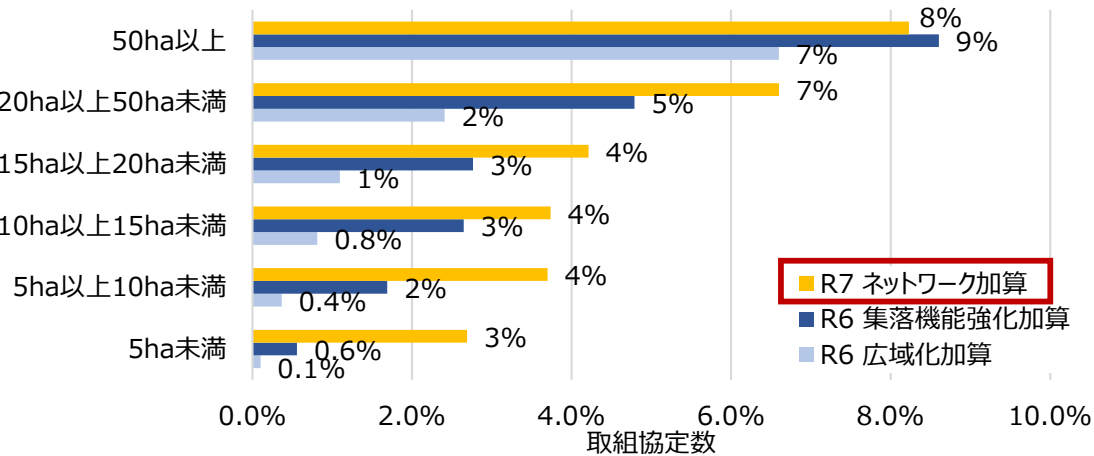
ネットワーク加算、集落機能強化加算、広域化加算の比較(協定数)



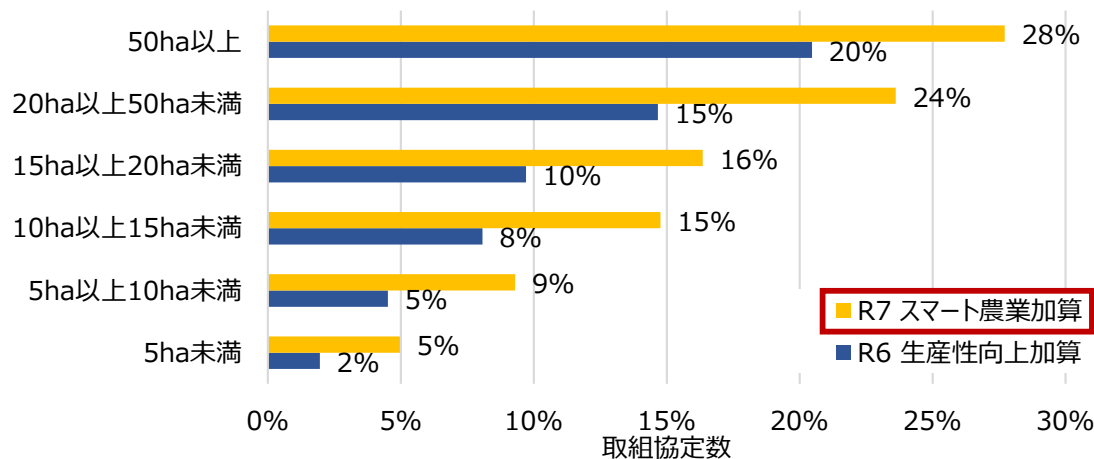
スマート農業加算、生産性向上加算の比較(協定数)



ネットワーク加算、集落機能強化加算、広域化加算の比較(割合)



スマート農業加算、生産性向上加算の比較(割合)



※令和6年度の集落機能強化加算及び広域化加算は令和6年度実施状況調査、令和7年度のネットワーク化加算、スマート農業加算は令和7年度実施状況調査の暫定値による。

2-3. 多面的機能支払との一体的実施

- 中山間地域では人口減少等が加速度的に進行しており、営農や農地の保全管理等の共同活動の継続に支障が生じるおそれがある中、**両支払を一体的に実施することにより、営農や共同活動の継続を図っている地域が見られる状況。**

中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施のイメージ

中山間直払のみ実施している場合（田：11ha）



中山間直払
(田 緩傾斜)
田 11ha
×8,000円/10a
= 88万円

合計
88万円/11ha

仮に多面支払にも
取り組んだ場合

88万円+33万円(※)
= **121万円/11ha**

※田 11ha × 3,000円/10a
= 33万円

両支払を一体的に実施している場合（田：18.7ha）

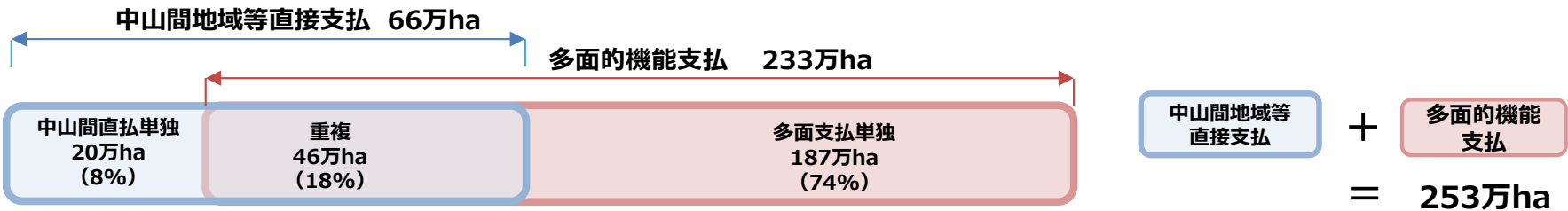


中山間直払
(田 緩傾斜)
田 18.7ha
×8,000円/10a
= 149.6万円

多面支払
(都府県 田)
田 18.7ha
×3,000円/10a
= 56.1万円

合計
205.7万円/18.7ha

中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）



見直しのポイント

1. 取組の拡大

2. 制度の有効活用

3. 対象農用地の拡大

4. サポートと事務負担軽減

3－1．対象農用地の基準

- 現行も傾斜による不利性のほか、**傾斜によらない不利性を有する農用地を対象とする基準を設定。**
- 国で定めた基準（④～⑥）のほか、地域の実態に応じ、生産条件に恵まれず耕作放棄の発生懸念が大きい農用地について、**都道府県知事が基準を定め対象とすることができる（⑦）が、指定されているのは離島の平坦地に留まる。**

【現行制度】

- 地域振興立法等で指定された地域において、傾斜等の不利性を有する農用地

- ① 急傾斜 田：1/20以上 畑、草地、採草放牧地：15度以上
- ② 緩傾斜 田：1/100～1/20 畑、草地、採草放牧地：8～15度
- ③ 棚田地域振興法によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地

傾斜による不利性

- ④ 自然条件により小区画・不整形な田
- ⑤ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農地
- ⑥ 積算気温が低く、草地比率の高い地域の草地
- ⑦ ①②、④～⑥の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地（特認基準）

傾斜によらない不利性

○ 傾斜によらない不利性を有する農用地への交付状況（R6）

単位：ha、（ ）は交付面積に占める割合

④自然条件により小区画・不整形な田	⑤高齢化率・耕作放棄率の高い農地	⑥草地比率の高い草地	⑦特認基準 →指定は離島の平坦地のみ	④～⑦計 (傾斜地以外)	全交付面積 (傾斜地含む)
172 (0.03%)	2,569 (0.4%)	231,694 (37.5%)	9,797 (1.6%)	244,232 (39.6%)	617,525 (100%)

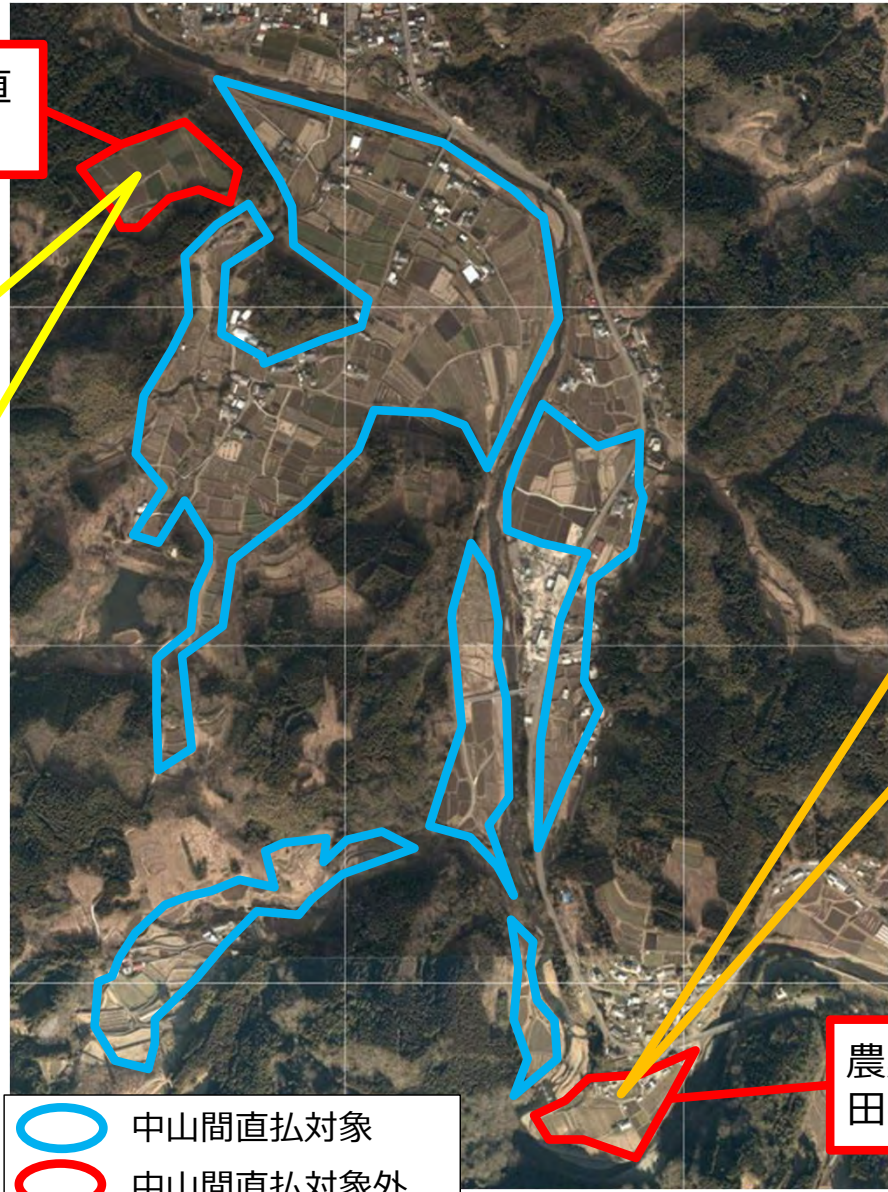
3 - 2. 傾斜以外の不利性を有する農地（①九州の事例）

- 市町村等からは、傾斜によらない様々な不利性を有する農地の存在について意見が寄せられており、調査を実施。
- 谷の合間の農地のうち 2 団地は下記のような不利性を有するものの、対象農用地の基準を満たさないため、中山間直払の対象外となっている。

認定農業者A（法人）は、中山間直払対象外の畑の一部で茶を栽培

➤ 法面管理負担

段畑（階段上に造成された団地）で法面が急勾配のため面積が大きく、草刈り作業等の負担が発生。



○ 中山間直払対象
○ 中山間直払対象外

➤ 水路に係る維持管理負担

用水路に溜まった土砂や枯れ葉の掃除作業を実施する等の負担が発生。



➤ ほ場条件が悪い

中山間直払対象外の 2 団地とも農地の出入り口が狭小等のため、作業効率が良い大型農機の使用が困難。

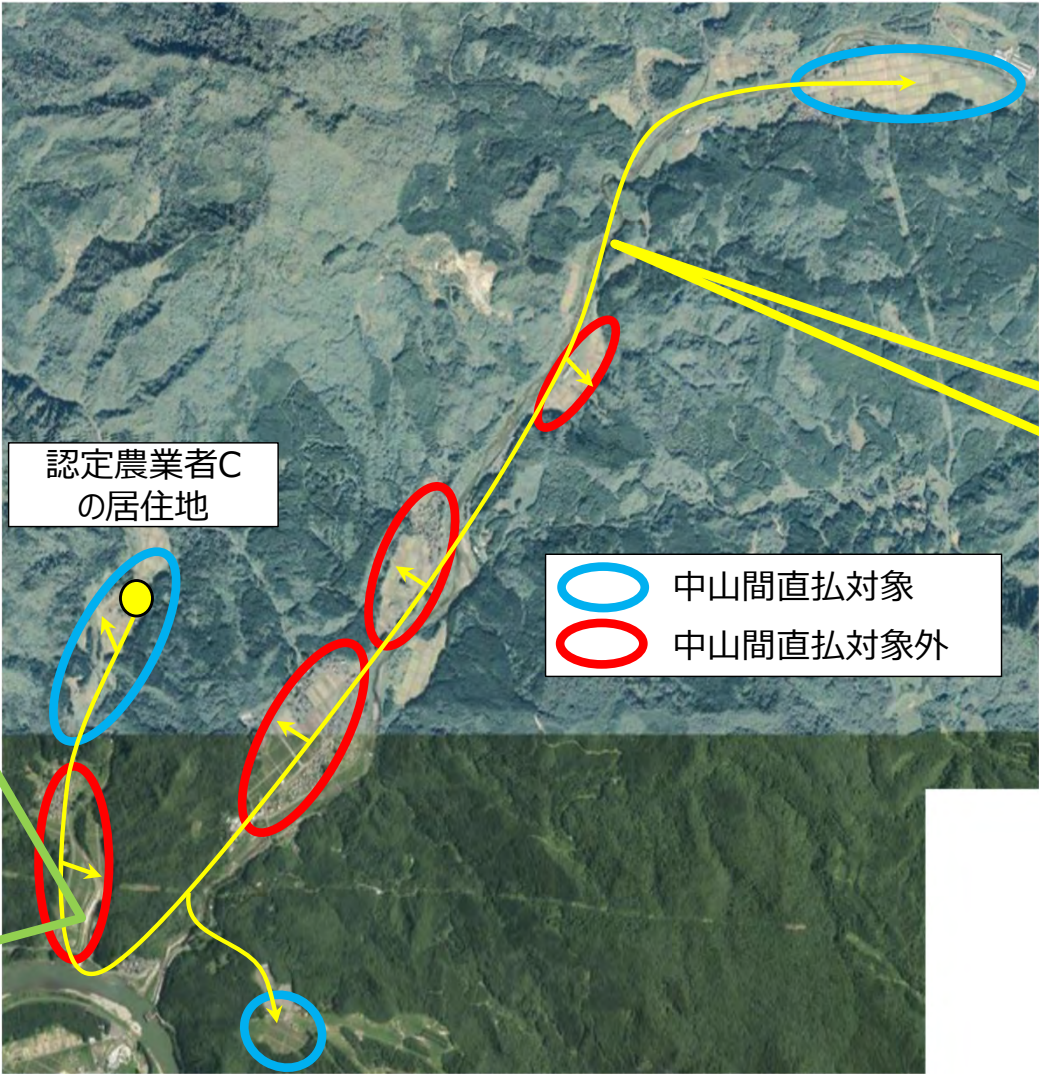
農業者Bは、中山間直払対象外の田の一部で水稻やWCSを栽培

3-2. 傾斜以外の不利性を有する農地（②北陸の事例）

○ 認定農業者Cは、高齢化等で耕作が困難となった点在する7団地の農地を引き受け。このうち4団地は下記のような不利性を有するものの、対象農用地の基準を満たさないため、中山間直払の対象外となっている。

➤ ほ場条件が悪い

小区画（10a未満）、
深田（地下水位が高く、排水不良の水田）であり
生産条件が悪く、作業効
率が良い**大型農機**の使
用が困難。



➤ 通作距離が長い

7団地へ通作（片道平均
約9km）。

見直しのポイント

1. 取組の拡大

2. 制度の有効活用

3. 対象農用地の拡大

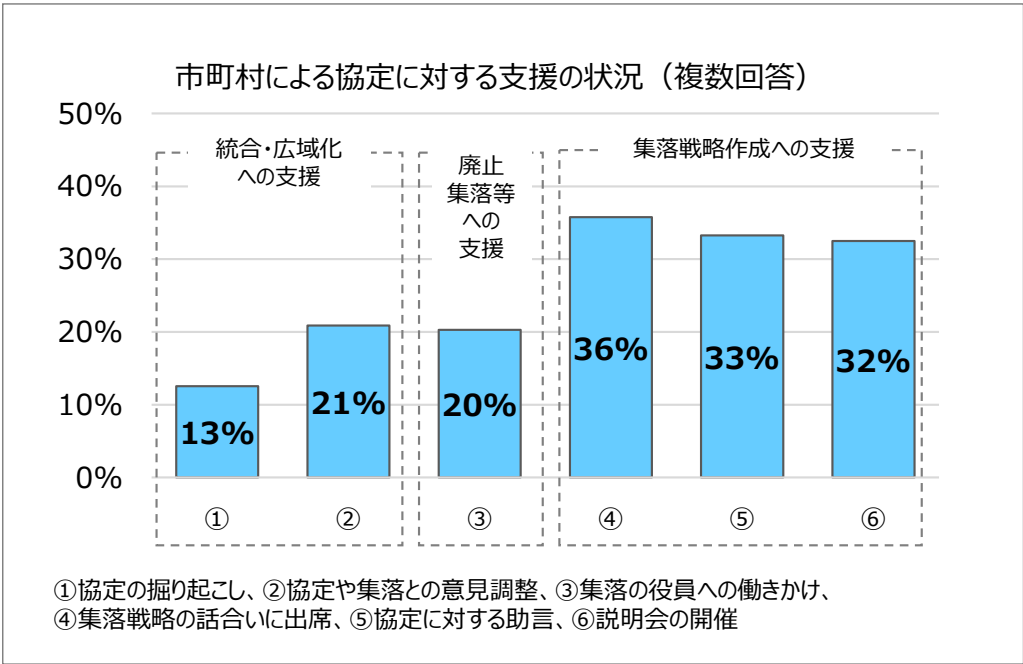
4. サポートと事務負担軽減

4-1. サポート体制の構築

- 市町村は、限られた人員で制度を推進しており、未実施集落を含め、**制度の有効活用に向けた働きかけ等に十分取り組むことができていない。**
- 市町村や集落協定に対する都道府県レベルのサポート体制について、多面的機能支払では各県に設置されているが、**中山間直払では8道府県の設置にとどまっており、市町村や集落への支援が不十分。**

1 市町村による推進体制等に対する自己評価

(R4市町村に対するアンケート調査結果)

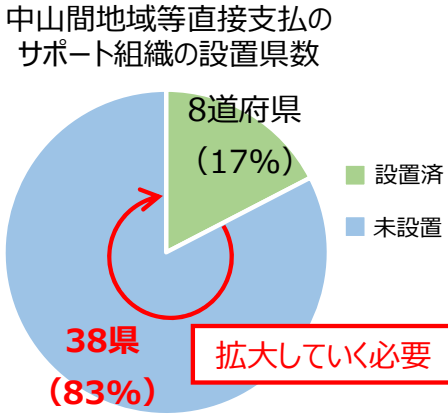


※本制度を主として担当している職員は、**1市町村当たり1.3人**

2 都道府県レベルのサポート体制

・多面的機能支払では、県、市町村、農業団体等で構成する推進協議会が**各県に設置**され、市町村、活動組織等に対するサポート活動を実施。

・一方、**中山間地域等直接支払**では、都道府県レベルでのサポート体制の活動は**8道府県にとどまっている状況**（いずれも多面的機能支払の推進協議会と兼務）。



(中山間地域等直接支払のサポート活動例)
島根県農地・水・環境保全協議会

- ・対象農用地を記載した電子地図を市町村に無償で提供することで、**市町村の現地確認業務の負担を軽減**
- ・集落協定向けのスマート農業機械の展示会
- ・研修会を開催し、**スマート農業加算の活用を促進（併せて、第6期対策全体の説明会も開催）**

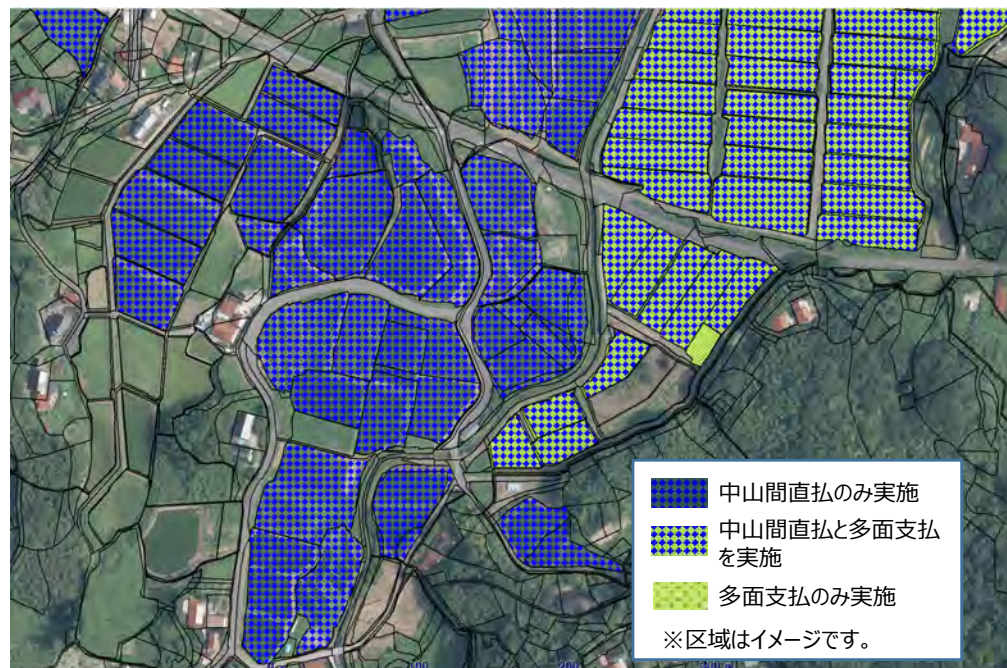


スマート農業機器展示会・研修会の様子

4-2. 事務負担の軽減（デジタル地図の活用）

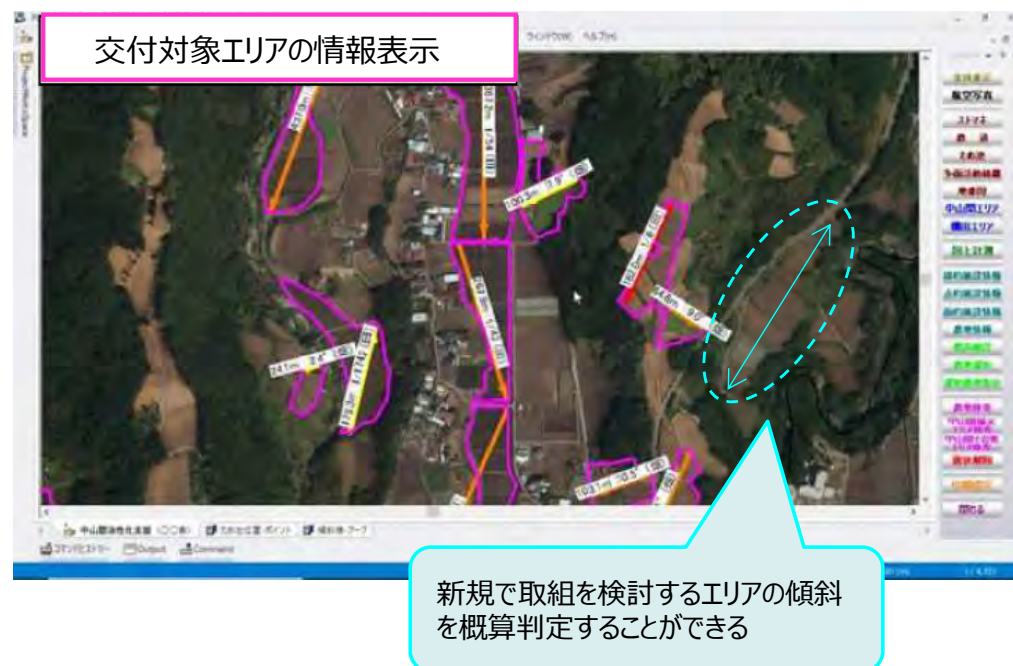
○都道府県においてデジタル地図を活用し中山間地域等直接支払の事業推進と業務効率化を図っている事例がある。

島根県農地・水・環境保全協議会 〈事務局：水土里ネットしまね〉 (中山間直払と多面支払の一体的管理)



- 水土里情報システムのデジタル地図で中山間地域等直接支払と多面的機能支払の実施状況を一体的に管理するためのデータを令和7年度より整備
- 令和8年度より、市町村が毎年度行う対象農地の現地確認における、デジタル地図の活用を推進する予定

群馬県・水土里ネットぐんま (傾斜測定機能を用いた新規エリア選定)



- 水土里情報システムのデジタル地図で中山間地域等直接支払の対象農用地や傾斜測定結果等の基本情報を管理
- 傾斜の簡易測定機能を有しており、市町村が新規の対象エリアの選定を行う際に活用

中山間地域等直接支払の見直し（まとめ）

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

- 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○ 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地 について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の 対象農地へ位置付け
地方負担の軽減	○ 現行の地方財政措置に加え、更なる 地方の負担軽減策 としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○ 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○ 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
------------	---

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化 ○ 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始 ○ 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進 ○ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進
返還免除規定の徹底	○ 宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、 遡及返還が不要であることを徹底
一体的実施の推進	○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○ 中山間地域等直接支払の用途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択（集落の選択で全て個人払いとすることも可） ○ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

(別紙) 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

- 中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図るとともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。

1. 田（急傾斜・緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

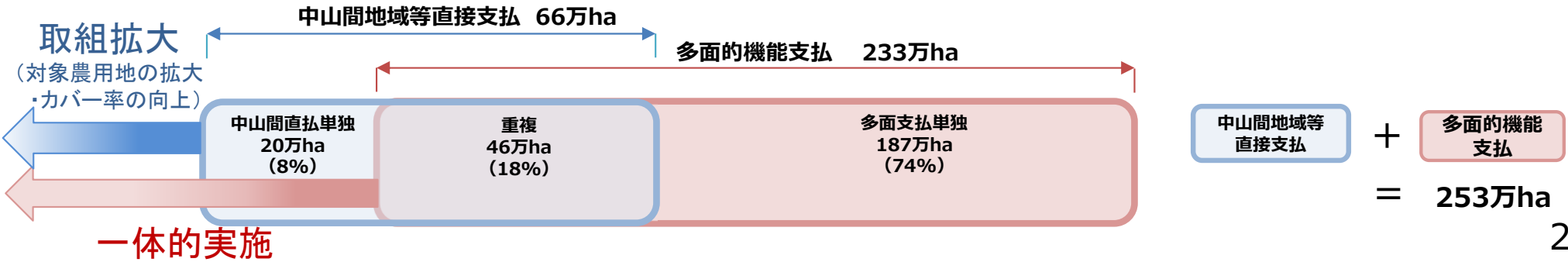
※1 9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

※2 9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

2. 中山間直払と多面支払の実施イメージ



3. 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）



中山間地域振興ワーキンググループ取りまとめ（R8.6.25第2回日本の農林水産行政の戦略本部資料）

中山間地域振興ワーキンググループ取りまとめ

- 中山間地域の農業は「国の基」であり、国土を守り、以下のような裨益をもたらすもの
 - ・日本の食料生産（総農家数・耕地面積・農業産出額）の約4割を担う
 - ・洪水防止、生物多様性などの多面的機能の発揮
 - ・農業を核とした地域産業・経済の維持や伝統文化の保存・継承、生活環境の安全・安心を支える基盤
- 一方、人口減少、高齢化、担い手不足の深刻化により、営農基盤の脆弱化、地域コミュニティの弱体化が進行
- 中山間地域振興WGにおいては、厳しい条件下においても意欲を持って営農を継続し、農地や地域を守ろうとする若手農業者に対してヒアリングを実施し、若手農業者が中山間地域において将来にわたって営農し、稼ぎ、暮らしていくための課題や対応方針の整理を行った。

【ヒアリング対象】24道府県44市町村の30代から40代の若い世代を中心とした農業者115名（専業農家・兼業農家含む）

北海道：深川市、岩見沢市	長野県：中野市、山ノ内町	愛知県：新城市	山口県：周南市
岩手県：花巻市、二戸市	静岡県：静岡市	京都府：和束町、綾部市	高知県：四万十町
秋田県：鹿角市	新潟県：十日町市、上越市	奈良県：五條市	長崎県：松浦市、五島市
山形県：西川町、大江町、村山市	石川県：七尾市、志賀町、羽咋市	和歌山県：田辺市	大分県：豊後大野市、竹田市
福島県：天栄村、大玉村	福井県：南越前町、越前市、越前町	島根県：津和野町、益田市	宮崎県：日之影町、美郷町
山梨県：身延町、北杜村、道志町	岐阜県：恵那市、飛騨市	広島県：世羅町	沖縄県：伊是名村、北大東村

若手農業者の声（ヒアリング結果より）と対応方針

中山間地域で営農を行う魅力	・寒暖差や美味しい水による高品質な作物生産（コメ、夏野菜など） ・有機農業に取り組みやすい環境、新規就農時の土地確保のしやすさ ・地域コミュニティでの協力関係や子育てや生活環境の良さ ・営農を続けることで地域を守る使命感
営農継続上の課題	・鳥獣被害対策の必要性 ・高齢化・人手不足による農地保全活動（草刈り、水路管理）の困難さ ・小規模農地、狭小な水路・農道による作業効率の悪さ ・特に条件の悪い農地は見切りをつけていくことも必要 →対応方針：最適土地利用総合対策（守るべき農地と粗放的利用を行う農地等の区分による農地保全活動等の支援）の更なる活用促進

中山間地域振興ワーキンググループ取りまとめ

若手農業者の声（ヒアリング結果より）と対応方針

中山間地域等直接支払	交付金の使途	・若手農業者の多くは、個人の所得増加より、地域での「共同取組活動」（機械購入、鳥獣被害対策、水路農道整備、農地保全活動等）への配分を重視。 →対応方針：個人配分と共同取組活動への配分の選択性を維持 共同取組活動をより発展させる方策を検討
	支援水準	・共同取組活動のコスト上昇を踏まえた交付単価の引上げの意見 →対応方針：サポート体制において加算措置を含めた制度活用を促進
	対象農地の拡大	・傾斜地以外の不利地（「共同取組活動」を特に必要とする畑を含む）への支援の意見 →対応方針：傾斜地以外の不利地（「共同取組活動」を特に必要とする畑を含む）への支援対象拡大を検討
	事務負担軽減やサポートの必要性	・事務手続の簡略化・デジタル化の要望 ・集落協定のサポート体制の強化（事務受託や集落協定の取組の企画立案をするコーディネーター、営農へのサービス事業体による伴走支援の必要性） →対応方針：事務手続の簡素化・デジタル化を推進 国及び都道府県によるサポート体制構築、サービス事業体への支援 郵便局、地域運営組織（RMO）、企業等との連携の推進
	若手農業者への裨益	・若手農業者が少数派のため、意見が反映されにくい現状（特に交付金の使途） →対応方針：若手農業者を集落協定の役員に登用することを推奨
	交付金返還規定、事業周知	・返還規定の改定が把握されていない、分かりやすいパンフレットの必要性 →対応方針：返還規定を含む制度詳細の周知徹底
多面的機能支払		・重要な財源だが、事務負担が大きい。直払との申請手続きの一本化を要望 →対応方針：中山間直払において多面支払の申請をまとめて行うことができる仕組みの導入を検討
地域の活力を強化するための取組		・中山間地域の特性を活かした高収益作物、商品開発、加工、販売促進支援 ・地域の実情に合わせた伴走支援人材や多様な人材（民間企業含む）の関与 →対応方針：地域おこし協力隊やトレーニングファーム等による若手農業者の就農支援 国の職員等によるオーダーメイドでの伴走支援、各種施策の取りまとめ、民間活力の活用
情報発信		・多面的機能や支援制度の重要性を国民に広く周知し、支援や人材確保につなげたい →対応方針：パンフレット配布や各種イベント、企業連携による普及啓発活動の実施

ヒアリング結果を踏まえ、中山間直払を始めとした各種支援措置について、R9年度要求に向け具体的検討